

2013年3月11日

原子力災害対策本部長内閣総理大臣 安倍晋三殿
厚生労働大臣 田村 憲久殿
農林水産大臣 林 芳正殿

食品と放射能問題検討 共同テーブル
株式会社 大地を守る会
株式会社 カタログハウス
パルシステム生活協同組合連合会
生活クラブ事業連合生活協同組合連合会
生活協同組合連合会グリーンコープ連合

食品中の放射性物質の暫定規制値の低減などに関する提言

わたしたち「食品と放射能問題検討 共同テーブル（以下、共同テーブル）」では、各参加団体が実施している食品中の放射性物質に関する検査結果を持ち寄り、検出件数や推移などを検討・協議してきました。2012年の検査データから一定の知見を得ることができ、今後に向けた施策を協議しました。これらを元に、以下の提言をいたします。

1. 共同テーブル各団体の放射能測定状況

- 共同テーブルの各団体では、それぞれ独自の放射能基準を設け、取扱商品の放射能検査を実施してきました。計測結果は、消費者の商品選択に資するもの、消費者に安心を与え風評被害を低減させるもの、産地の放射能低減策に活用できるものとして、組合員・会員・消費者に向け、ホームページや店頭で公開してきました。
- 参加5団体で、これまでに測定し、公開した件数は53,128件で、2012年だけでも37,301件になります。
- 検査をおこなった商品は、加工食品など多岐に渡りますが、これらのうち同品目として集計が可能な商品については、測定結果を5団体で集約しています。集計した検査結果は22,667件です。

※詳細は資料1参照。

2. 共同の集計結果からの提言

- わたしたちの検査結果と国・都道府県の検査結果の数値や傾向は概ね一致しています。私たちはこれらの検査結果から、以下の施策が可能であると考えています。

1)品目ごとの検出状況を踏まえ、可能な品目については現在の新基準値（2012年4月1日より適用）をさらに下げるべきです。

- 多くの品目において検出される放射線量は低下傾向にあります。
- 共同テーブルの参加団体は政府の暫定基準を下回る自主基準を採用していますが、ほとんどの品目において自主基準をクリアできています。
- 上記の状況から、この間、検出されていない品目については、現在の暫定基準値をさらに下げることは可能であると考えます。

2)市町村単位の出荷制限は見直すべきです。

- 現在、ある生産団体の作物から放射線が検出された際、当該団体が所在する市町村の単位で出荷制限がおこなわれています。
- しかし以下の理由から、市町村単位の出荷制限は見直し、生産団体単位、圃場単位、出荷単位など、きめ細かい出荷制限に移行すべきであると考えます。

①きめ細かな検査に基づく出荷制限・出荷自粛要請をすべきです。

- 基準値を超えた放射性物質の検出による出荷制限および出荷自粛要請は、自治体単位（合併前の旧自治体を含む）での指定になっています。しかし放射性物質による汚染区域は自治体単位の区域に基づいている

わけではなく、自治体単位の出荷制限等は科学的な根拠に乏しいもので、汚染の実態を反映しているものとはいえません。きめ細かな調査・検査を前提に、検出していない地域は出荷できる制度とすべきです。

②放射性物質の検出の原因がその地域に由来しない事例を考慮すべきです。

- ・精肉から放射性物質が検出された場合、原因の多くは肥育時の餌によるものです。また原木栽培のしいたけの場合、原因の多くは原木に由来するものです。畜産に使用する餌、原木しいたけ栽培に使用する原木などは、各生産者や生産団体が、それぞれ他の地域から取り寄せている場合もあります。
- ・放射性物質の検出の原因がその地域に由来しない事例の場合、一つの生産団体の出荷物から放射性物質が検出されたとしても、当該の市町村の作物を一律で出荷制限すべきではなく、生産団体ごとの出荷制限など、きめ細かい単位での対応をすべきです。

③積極的に除染に取り組み、効果を上げている生産者については、検査を前提に出荷できるようにすべきです。

- ・ゼオライトや塩化カリウムの投入、表土の入れ替えなど、除染に積極的に取り組んでいる生産団体の生産物は確実に検査数値が下がっています。前項同様、ある生産団体の出荷物から放射線が検出されたからといって、当該区域の作物を一律で出荷制限すべきではありません。生産団体単位、圃場単位など、きめの細かい単位で対応し、検査の結果、数値の低減を実現している生産者からの出荷は認めるべきです。これは、生産者の除染の努力を後押しすることにもなります。

※低減事例は資料 2 を参照。

③)検出が続いている作物については政府が調査・研究や支援をおこなうべきです。

- ・共同テーブルの参加団体の検査結果では、ほとんどの品目が自主基準をクリアできていますが、一方で、残念ながら放射性物質が検出されてしまう品目もあります。
 - ・国や行政の検査でも、原木の菌茸類、茶葉などから検出されています。共同テーブルの参加団体の検査結果ではレンコンも数検体で検出されています。
 - ・東京電力福島第一原発の事故から 2 年が経過し、非常に多くのデータが蓄積されています。こうした品目については、国や行政による調査研究、除染および濃度低減方法の研究支援、除染費用の支援などをおこなうべきです。
 - ・国による出荷制限と自治体による出荷自粛要請の対象品目について、品目によって大きく齟齬の発生しているものがあります。国と自治体でそれぞれの検査結果などの情報を共有し、連携する体制を整えるべきです。
- ※詳細は資料 3 を参照。

以 上

1. 測定方法について

- 共同テーブル参加団体では、当初から「生産者・消費者の選択に貢献できる適切な情報提供が必要である」と考え、放射能測定機器による測定と測定データの公開を続けています。
- 測定機器は、ゲルマニウム半導体検出器もしくはNaIシンチレーションスペクトロメーターを使用し、検出限界は0.8～37Bq/kg（各団体および品目により異なる）です。

2. 測定状況について

- 各団体では、それぞれ販売する商品（食品）をほぼすべてにわたって以下のように測定、公開しています。各団体が公開している検査結果の総数は、次のとおりです。

【各団体からの公開データ総数】

（単位：件）

	2011年 12月まで	2012年 1～3月	2012年 4～6月	2012年 7～9月	2012年 10～12月	合計
合計	15,827	9,599	9,219	8,963	9,520	53,128

※産地支援を目的とした土壌検査などは公開していないものがあるため、測定件数すべてを公開しているわけではありません。

3. 測定結果の集計状況について

- 産地が特定しやすい農畜産物、海産物などは測定結果を集約し、まとめています。集計した件数は以下の通りです。
- 集約は3ヶ月単位で行なっています。集約は分野（米や牛肉など）ごとに、県単位で集約しています。詳しくは別紙を参照ください。

【測定結果の集計件数／2012年分】

（単位：件）

月	米	青果	菌茸	茶	牛肉	豚肉	鶏肉	卵	魚介類	海藻	牛乳	水	合計
1～3月	586	3,756	429	49	76	95	53	228	502	62	259	8	6,103
4～6月	203	3,702	464	66	62	52	39	242	411	44	145	10	5,440
7～9月	149	3,993	393	26	40	25	51	243	329	22	93	7	5,371
10～12月	245	4,153	373	33	111	33	49	257	286	26	171	16	5,753
合計	1183	15,604	1,659	174	289	205	192	970	1,528	154	668	41	22,667

※集計結果に関する補足説明

1)測定結果を集約した12の分類ごとの説明

- ①米＝玄米での測定、白米での測定のいずれかです。稲わらの測定も行なっていますが集約対象外です。
- ②青果＝野菜と果物です。山菜や筍もこの分類で集約しています。いわゆる生の状態のみで、水煮や冷凍野菜などは集約対象外です。
- ③菌茸＝椎茸、えのき、舞茸など、菌茸全般です。乾し椎茸（乾し菌茸類）もこの分類で集約しています。計測結果は、生のまま、乾し椎茸（菌茸）、水戻しでの計測もすべて集約しています。
- ④茶＝緑茶とそれを原料にしたもので、粉茶や玄米茶も含まれます。茶葉そのもの（乾物）と水戻しの場合、ペットボトル入りのお茶も集約しています。
- ⑤牛肉＝精肉および半加工（味付け肉など）の牛肉製品です。
- ⑥豚肉＝精肉および半加工（味付け肉など）の豚肉製品です。
- ⑦鶏肉＝精肉および半加工（味付け肉など）の鶏肉製品です。
- ⑧卵＝生の卵だけです。
- ⑨魚介類＝生魚（冷蔵・冷凍）と煮干や干物も対象です。みりん干し・味噌漬けまで対象としています。実際に集約したのはほとんどが生魚（冷蔵・冷凍）です。
- ⑩海藻＝昆布やわかめ、もずくなどです。
- ⑪牛乳＝製品（ビン入り・パック入り）も、原乳も集約対象です。

⑫水=紙パックやペットボトル入りの水です。

2)産地（県名）集約

- ・すべて県ごとの集約を目指しました。
- ・47都道府県に加えて以下の分類を作りました。
 - *国産・太平洋・産地不明・外国産
- ・以下のような判断で分類しています。
 - ①都道府県名がはっきりしているものは47都道府県に分類しました。

複数の都道府県にまたがって特定できない場合は、可能性が高いほうを選びました。生産者グループが県をまたがってメンバーがいる場合や乾し椎茸で複数の県の産物から選別している場合などです。

水揚げ港がはっきりしている水産物は当該県産としました。また銚子沖は千葉県に東シナ海産は長崎県に、瀬戸内海産は広島県に便宜上分類しました。
 - ②国産とだけ分かっているものは「国産」にしました。

魚介類で「太平洋」となっているものは国産にしました。
 - ③外国産と特定されているものは「外国産」にしています。
 - ④以上のいずれの情報もない場合は「産地不明」にしています。

分類の性格上、おそらく国産と思われる場合も産地不明に分類したものもあります。

資料2

除染事例について 米産地

福島県の中通りに位置する須賀川市の稲作研究会（生産者45人、米の作付面積100ha）では、国の基準値の1/5に相当するセシウム20Bq/k g以下を米の自主基準値としている。米への放射能吸収抑制対策として、試行錯誤を繰り返しながらも、カリウム散布、ゼオライト散布、田んぼの反転耕起と、3つの除染方法で効果が検証されているので、除染事例として報告する。

平成23年、24年度産のお米（玄米）では、隣接する他の生産者の圃場（378）と、稲作研究会の圃場（321）を比較してその平均値が6.71 Bq/k g、2.66 Bq/k gと、2.5倍の差が表れた。田んぼの土をひっくり返す「反転耕起」では、48の田んぼを反転耕起前後で検証した結果、平均33%のセシウム減少が見られている。平成24年度産のお米のセシウムは321圃場の平均で2.61 Bq/k g、最大値でも11.8 Bq/k gと、大きな除染効果が見られた。セシウムの測定、除染対策を繰り返すことで、原発事故3年目の25年度産では最大値10 Bq以下、玄米平均2.5 Bq以下、白米1 Bq以下を目指している。

「田んぼの除染の大切さは、お米からのセシウム摂取という問題だけではなく、その地域で大きな面積を占める水田やあぜから舞い上がる（放射性物質を多く含む）粉塵の中、学校に通う子供たちの健康被害も念頭に置き、除染が進められているということ」と、岩崎隆さん（稲作研究会会長）。

資料3

国の出荷制限と県の出荷自粛要請

2013年1月4日現在

都道府県	国の出荷制限	都道府県の出荷自粛要請で、国の出荷制限のないもの
青森県	キノコ類(野生のものに限る)、マダラ	
岩手県	原木クリタケ(露地)、原木シイタケ(露地)、原木ナメコ、キノコ類(野生)、タケノコ、こしあぶら、ぜんまい、セリ(野生)、わらび(野生)、大豆、ソバ、クロダイ、スズキ、マダラ、イワナ(天然)、ウグイ、牛の肉、シカの肉、クマの肉、ヤマドリ肉	大豆、原木シイタケ(施設)、乾シイタケ、原木ヒラタケ(露地)、原木ブナハリタケ(露地)、原木ムキタケ(露地)、コゴミ(野生)、タラノメ(野生)、ミズ(野生)、フキ(野生)、サンショウ(野生)、茶、クワイ(露地)、ヤマメ、牧草
宮城県	原木シイタケ(露地)、タケノコ、キノコ類(野生)、くさそてつ、こしあぶら、ぜんまい、大豆、ソバ、ヒガンフ	ブルーベリー、原木ムキタケ、タラノメ(野生)、原木ナメコ、ウナギ(天然)、アユ(天然)

都道府県	国の出荷制限	都道府県の出荷自粛要請で、国の出荷制限のないもの
	グ、ヒラメ、クロダイ、スズキ、マダラ、イワナ(天然)、ヤマメ(天然)、ウグイ、牛の肉、イノシシの肉、クマの肉	
山形県	クマの肉	
福島県	原乳、非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類、カブ、原木シイタケ(露地)、原木シイタケ(施設)、原木ナメコ(露地)、キノコ類(野生)、たけのこ、わさび、くさそてつ、たらのめ(野生)、ふきのとう(野生)、こしあぶら、ぜんまい、わらび、ウメ、ユズ、クリ、キウイフルーツ、小豆、大豆、米、 <u>イカナゴの稚魚</u> 、ヤマメ(天然)、ウグイ、ウナギ、アユ(天然)、イワナ(天然)、コイ(天然)、フナ(天然)、水産物40種、牛の肉、イノシシの肉、クマの肉、ヤマトリ肉	
茨城県	原木シイタケ(露地・施設)、タケノコ、こしあぶら(野生)、イシガレイ、コモンカスベ、シロメバル、スズキ、ニベ、マダラ、ヒラメ、アメリカナマス(天然)、ギンブナ(天然)、ウナギ、イノシシの肉、茶	野生きのこ、乾しいたけ、タラノメ(野生)、こごみ(露地)、イカナゴ親魚、エゾイソアイネメ、コモンフグ、ウスメバル、アカシタビラメ、アイナメ、ヒガンフグ、キツネメバル、クロメバル、アカエイ、マルアジ、クロソイ、マダラ、クロダイ、マコガレイ、イワナ、ヤマメ、ゲンゴロウブナ
栃木県	原木シイタケ(露地・施設)、原木クリタケ(露地)、原木ナメコ(露地)、キノコ類(野生)、タケノコ、くさそてつ(野生)、こしあぶら(野生)、さんしょう(野生)、ぜんまい(野生)、たらのめ(野生)、わらび(野生)、クリ、ウグイ(天然)、イワナ(天然)、ヤマメ(天然)、牛の肉、イノシシの肉、シカの肉、茶	レンコン(露地)、ユズ、ミョウガ(野生)、モミジガサ(野生)、ウメ、ウワバミソウ(野生)、クサソテツ、干し柿
群馬県	キノコ類(野生)、イワナ(天然)、ヤマメ(天然)、イノシシの肉、クマの肉、シカの肉、茶	タケノコ、フキノトウ、乾しいたけ
埼玉県	キノコ類(野生)	原木シイタケ、ニホンジカの肉、天然ナマス
千葉県	原木シイタケ(露地)、原木シイタケ(施設)、タケノコ、ギンブナ、イノシシの肉、茶	ユズ、モツゴ、コイ、ギンブナ、ウナギ
神奈川県	茶	
新潟県	クマの肉	
山梨県	キノコ類(野生)	
長野県	キノコ類(野生)	
静岡県	キノコ類(野生)	

注1) 出荷制限等は市区町村を指定しているが、本表では割愛しています。

注2) 出荷制限等の網掛けは、2012年中に規制があつたが、現在は解除されているもの。

資料4

食品と放射能問題検討 共同テーブルについて

東日本大震災直後に発生した東京電力福島第1原発の事故は、広範囲にわたって大地や海を汚染し、国民を大きな混乱に陥れました。食品における放射性物質の暫定規制値は、国民の信頼を得ることなく推移し、それによって流通・小売業界や生活協同組合等においては、自主的な流通基準の設定を余儀なくされる状況が醸成されていきました。

このような社会的状況に対し、私たち5団体は2011年9月29日、「食品における放射性物質の基準」とはいかなるものであるべきかについて共通の指針を持つための検討を進めることで合意、検討を開始しました。

目指すものは、以下の通りです。(設立主旨文より)

1. いま求められているものは、生産者・消費者の選択に貢献できる適切な情報提供であり、行動の支えとなる考え方と科学的知見の整理であり、国民レベルでの放射能に対するリテラシー・判断能力の向上に

寄与する「指標」の提示だと考える。不安の中で収穫を続ける生産者にも、日々食材の選択を迫られている消費者にも、共通の指針となるものが一刻も早く示される必要がある。

2. 以上の認識に基づき、「食品に含まれる放射性物質の規制値（基準）」とはいかなるものであるべきか、を共同で検討する場を設定した。この検討作業によって、放射性物質の規制値（基準）のあるべき姿を提示したいと考える。それが「公」の基準検討を補完するものになれば幸いであり、あるいは対立するものになったとしても、国民レベルでの健全な議論に寄与するものとなることを確信し、検討を開始する。

以 上